

令和6年度

第12回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和7年3月21日（金）

令和6年度第12回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年3月21日（金）10:00～11:30

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

農業委員

<u>会 長</u>	松 木 会 長	<u>1 番</u>	高 橋 委 員	<u>2 番</u>	上 原 委 員
<u>3 番</u>	猪 俣 委 員（欠席）	<u>5 番</u>	荒 川 委 員	<u>6 番</u>	荻野(の)委員
<u>7 番</u>	加 藤 委 員	<u>8 番</u>	高 橋 委 員	<u>9 番</u>	小 宮 委 員
<u>10番</u>	松 井 委 員	<u>11番</u>	荻野(た)委員	<u>12番</u>	中戸川委員
<u>13番</u>	横 山 委 員	<u>14番</u>	笹 尾 委 員		

傍聴人等 傍聴人 0人

事 務 局 西山局長 廣野主管 堤主査

報告事項

- （1）農地造成の届出について
- （2）農地法第18条第6項の規定による通知について
- （3）農地法第3条の3の規定による届出について
- （4）農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- （5）農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- （6）非農地証明について
- （7）生産緑地地区の取得あっせんについて

議 事

- | | |
|--------|--|
| 議案第75号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第76号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第77号 | 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について |
| 議案第78号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| 議案第79号 | 令和8年度県農林施策並びに予算に関する要望及び令和8年度県農地等利用最適化の推進に関する意見について |

＜報告事項＞

（１）農地造成の届出について

事務局 議案書のとおり、1件の届出について、土地の所在地の一部と着工及び完了年月日と盛土高を報告。

（２）農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、2件の通知について、土地の所在の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

（３）農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、6件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

（４）農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、4件の届出について、土地の所在の一部と申請事由を報告。

（５）農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、5件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

（６）非農地証明について

事務局 議案書のとおり、1件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

（７）生産緑地地区の取得あっせんについて

事務局 議案書のとおり、生産緑地地区の取得あっせんがあったので、希望者を募る。

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請7件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局

1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

神奈川県農業技術センターから北東に約400mに位置

全て農振農用地

【経営地】

経営面積 16,124.21㎡

田・・・約6反8畝

畑・・・約9反4畝

【農業従事者内】

本人 (70代) 農業専従

配偶者 (60代) 兼業

【主要農機具】

トラクター1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

譲受人は水稻と露地野菜を栽培し、市場出荷をしている。経営地は接道がなく、今回の申請地を取得することで接道することができることとなる。高低差があり使用しづらいが、経営地は雑草も生えておらず、きちんと耕作されていた。問題は無い。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立真土小学校から北に 60 m、東に約 150 m に位置

農振農用地及び農振白地

【経営地】

経営面積 6,071.00 m²

田・・・約 4 反

畑・・・約 2 反

【農業従事者内】

本人 (70 代) 農業専従 子 (40 代) 兼業

子 (40 代) 兼業

【主要農機具】

トラクター 1、田植機 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件の申請については、事務局から報告を求める。

事 務 局

現地を調査したところ、譲渡人が亡くなっていることを確認し、申請者の適格がないため、代理人を通じて取下げとなることとなった。

議 長

事務局の報告を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、2 番案件は事務局の報告のとおり取下げとなります。

結 果

⇒取下げ

(3 番案件)

事 務 局

3 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

贈与

(譲受人)

受贈

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立真土小学校から東に約 60 m に位置

農振白地

【経営地】

経営面積 2,609.00 m²

田・・・約 1 反 4 畝

畑・・・約 1 反 1 畝

【農業従事者内】

本人 (70 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 2

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

道路際に面した細長の土地であるが、常にきれいに耕作されており、問題は無い。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

3 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(4 番案件)

事 務 局

4 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

相模原大磯線信号「片岡」から北東に約 4 4 0 m に位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 1 2, 5 2 3. 7 8 m²

田・・・約 1 町 5 畝

畑・・・約 2 反

【農業従事者内】

本人 (7 0 代) 農業専従

配偶者 (7 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 1、耕運機 1、田植機 1、コンバイン 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は農振農用地で、譲渡人は以前から耕作していない。譲受人は夫婦で耕作している。譲受人に隣接する南側の土地であり、現地調査時にはトラクターできれいに行っている跡があり、特に問題は無い。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

4 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(5 番案件)

事 務 局

5 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

相模原大磯線信号「片岡」から北東に約 4 0 0 m に位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 4, 7 0 5 . 0 0 m²

田・・・約 4 反 6 畝

畑・・・約 1 畝

【農業従事者内】

本人 (8 0 代) 農業専従 子 (5 0 代) 兼業

配偶者 (8 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 1、田植機 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

譲渡人は現在耕作されていない。譲受人の世帯農地の中に、建築物がある農地があり、以前農業委員にも指摘があり、地元委員も確認したところ許可は適切ではないこととなり、代理人が所有者へ伝え申請取下げの意向となった。

事 務 局

現地調査時に違反転用が認められた。復元困難である状況であることから、代理人を通じ取下げ提出という経緯に至った。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、5 番案件は地元委員及び事務局の補足説明のとおり、代理人から取下げの意向が出ているので、取下げとなります。

結 果

⇒取下げ

(6 番案件)

事 務 局

6 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立真土小学校から北に約 60 m に位置

全て農振農用地

【経営地】

経営面積 6,071.00 m²

田・・・約 4 反

畑・・・約 2 反

【農業従事者内】

本人 (70 代) 農業専従 子 (40 代) 兼業

子 (40 代) 兼業

【主要農機具】

トラクター 1、田植機 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

譲受人は水稻、ナシを中心に直売営農されている。特に問題は無い。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

6 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(7 番案件)

事 務 局

7 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市消防署旭出張所から南東に約 1 5 0 m、東に約 3 0 0 m、北東に約 7 8 0 m に位置
農振農用地及び農振白地

【経営地】

経営面積 9 0 9 . 0 0 m²

田・・・約 9 畝

【農業従事者内】

本人 (5 0 代) 兼業

配偶者 (5 0 代) 兼業

【主要農機具】

トラクター 1、耕運機 1、田植機 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地はいずれも耕作されていた。譲受人は、現在会社員であるが、定年を機に農業を行うこととなった。規模拡大でやる気があり、申請地を譲り受ける経過となった。問題なく営農され
られると思われる。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

7 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可
ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請5件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

市立真土小学校から北に約310mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

申請地は街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている状況。

東側は道路、西側、南側及び北側は雑種地。

【利用計画】

出入口は東側道路からの計画。

西側隣地は譲受人が資材置場として利用中。

雨水は自然浸透処理、地面は砂利敷き。

周囲はブロック塀新設。

水利土木組合長及び隣接農地所有者の同意済み。

【申請理由】

譲受人は管工事を主業務とする建築業を営んでおり、申請地の隣地を所有し資材置場及び駐車場として使用している。仕事の受注増加により現在使用している資材置場及び駐車場では手狭であり、新たな資材置場及び駐車場を探していたところ、今回の申請地は既存の資材置場及び駐車場と一体として使用することができ、かつ必要な面積も確保できるため、申請地を資材置場及び駐車場として転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 現地は道路に面したところ以外は、全て資材置場や駐車場となっており、唯一農地が残っていた場所であり、転用はやむを得ない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問がないようなので、これより採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、許可相当ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

入野・岡崎線信号「新白髭橋」から北西に約 390m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

平園クリニックから北へ約 20m、ゆうかり保育園から北へ約 370m、前面に水管・下水管が埋設された建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路がある。

東側及び西側は宅地、南側は道路、北側は水路。

【利用計画】

出入口は南側道路からの計画。

雨水は自然浸透処理、地面は砂利敷き。

水利土木組合長の同意済み。

【申請理由】

譲受人は土木・建築業を営んでいる。現在使用している資材置場では手狭であり、新たな資材置場を探していたところ、今回の申請地は事務所からの距離が近く、必要な面積も確保できるため、資材置場として転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は、東西南北は住宅に面している。営農は特に問題はないが、図面上、道路より畑が 50cm 程度高く、北側に水路があり、畑が一带に広がっている。整地した場合北側水路への影響もあるため、また、西側の宅地等への影響等土地利用計画について、図面等を含め更に詳しく譲受人から聞く必要があるため、継続審議としたい。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

2 番案件は、審議の余地ありとして継続審議で異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される⇒継続審議（翌月以降に審議保留）。

(3 番案件)

事務局

3 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

市立中原中学校から北に約 70 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 2 種農地

【理由及び近隣状況】

農地の広がりがおおむね 10 ha 未満（約 8 ha）。

東側は農地、西側は雑種地、南側及び北側は道路。

【利用計画】

出入口は北側道路からの計画。

雨水は自然浸透処理。

東側隣接農地との境界には、万能鋼板を新設する。

隣接農地所有者、水利土木組合長の同意済み。

【申請理由】

譲受人は土木、舗装、外溝、駐車場、公共工事を営んでいる。県西地区への事業拡大に伴い、現在使用している資材置場が手狭となり、資材運搬の効率も悪くなってきたため、新たな資材置場を探していた。今回の申請地は事業地へ資材を運搬、保管するにあたり最適な場所であり、必要な面積も確保できるため、資材置場として転用申請するもの。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

3 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は、現在田であり畑ではないため、土盛りをしなければならない。周囲には大きな駐車場があり、隣地は既に駐車場となっており、今回の申請についても駐車場で特に問題は無いと思われる。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

A 委員

農地法上の許可が出れば、隣の駐車場にも同様に土を入れていると思うが、盛土については関係がなくなるのか。

事務局

盛土については、申請の段階では特に聞いてはいないが、確認中である。

B 委員

50 cm は土盛りをしなければ平坦にならないのではないかと。また、スロープであると水が溜まる。

事務局

4 月から盛土規制法により神奈川県での許可が必要となる。農地に限らず、一定以上の土盛りをする場合は、県の許可が必要となり、4 月下旬の許可の想定の場合、併せて県に申請することとなる。30 cm 以上の盛土であれば、都市計画法の対象でもあるが、500 m² 以上の盛土をすると県の許可が必要となる。農地法上は問題無いが、他法令の盛土規制法については、神奈川県に一任することとなる。

議 長 他に質問がないようなので、これより採決に入る。
3 番案件は、県知事権限のため、許可相当ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(4 番案件)

事務局

4 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

平塚松田線神奈中バス「土屋霊園入口」バス停から南に約 20 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 2 種農地

【理由及び近隣状況】

10 ha 未満の一団の農地（約 2 ha）。

東側は河川、西側及び北側は道路、南側は雑種地（一時転用中）。

【利用計画】

出入口は西側道路からの計画。

南側隣地は譲受人が一時転用で資材置場として利用中。

雨水は自然浸透処理。

道路側は既存 3 m 鋼板、それ以外の周囲は単管パイプ及び波板鋼板で被害防除。

隣地に農地がなく、水利土木組合もないため、同意なし。

【申請理由】

譲受人は設立以来、砂及び骨材の生産及び販売を中心に事業を行っている。以前の一時転用では、平塚ツインシティ工事の受注による一時的な保管場所として利用していたが、それ以外の工事受注の増加に伴い、永続的に利用したいと考え永久転用申請するもの。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

4 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は 3 年間の一時転用期間であったが、永年転用として今回申請された。現地調査をしたところ、農地復元はされておらず、川砂利が積まれた状況であった。今回の申請の段階では、砂利を撤去し、農地復元をしなければならない旨代理人を通じて連絡をしている状況である。3 月の段階では許可相当とは言い難い。現況砂利が申請敷地内に 1 / 3 程度残っており、農地の状況ではないことから改めて現地を確認し、審議は継続としたい。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

C 委員

3 年間であった一時転用から永久転用にあって、地元自治会からも意見が出ている。盛土や道路側に土砂が流出する等、農業用に使用している河川への土砂流出対策がされていない。できれば事業者から説明会等を経て、納得した段階で許可とすることを補足したい。

事務局

河川側への被害防除等含め、まちづくり条例担当部局と連絡調整し、事業者へその対応をとるよう調整を図っている。

地元委員

地元説明が足りない状況で、代理人等からその説明をしてもらえるとよいが、申請上、農地法上の手続きが整っていれば、許可を出さざるを得ない。

事務局

3000 m²を超えるものについては、まちづくり条例にて地元説明の手続きも必要だが、今回の申請は 3000 m²を超えるものではないが、農地法上の手続きには地元説明は含まれて

はいないが現在の一時転用箇所も踏まえ、まちづくり条例所管部署にも伝え、また、県に継続審議で進達送付する場合には、意見を付す等して手続きを進めたい。

議 長 他に質問がないようなので、これより採決に入る。
4 番案件は、審議の余地ありとして継続審議で異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 異議なしで議決される⇒継続審議（翌月以降に審議保留）。

(5 番案件)

事 務 局

5 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

貸駐車場

【権利】

所有権移転

【申請地】

市立横内小学校から北西に約 2 3 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

市立横内小から北西へ約 2 3 0 m、市立横内中学校から西へ約 3 4 0 m、前面に水管・下水管が埋設された建築基準法第 4 2 条第 1 項 1 号道路がある。

東側は農地、宅地、西側及び北側は農地、南側は道路。

【利用計画】

出入口は南側道路からの計画。

雨水は自然浸透処理、地面は砂利敷き。

北・西・東側の隣接農地との境界には、CB 2 段を新設する。

【申請理由】

譲受人は不動産賃貸業を営んでいる。顧客である平塚市内の自動車製造業者から車両置場を探すよう要望され、土地を探したところ、今回の申請地は必要な面積が確保でき、自動車製造工場から近いこと、前面道路も整備が整っており大型車両の通行も可能であること、圏央道のインターも近く利便性も高いことから、駐車場として転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

5 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は温室で、経営者が営農をしていたが亡くなられたことにより、転用の申請が提出されたが、申請地の前面道路向かいには住宅があり、申請地の東西は農地ではあるが、駐車場と使用するにあたり、大きな問題は無い。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

5 番案件は、県知事権限のため、許可相当ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第77号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、5件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から5番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から5番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員A 1番案件について、申請者は様々な野菜を作付けされており、また、カキを植えており適正に管理されていた。田についても適正に管理されていた。問題は無い。

地元委員B 2番案件について、申請地の田、畑いずれも問題はないことを確認したことを報告。

地元委員C 3番案件について、道路を挟んだ西側は他市となっており、ブドウやナシの果樹を栽培され、今回の対象地は現地も適正に管理され問題はないことを報告。

地元委員A 4番案件について、3月であるため現在野菜はあまり作付けされていないが、それらをこれから作付けし、管理されていることから問題がないことを報告。

地元委員A 5番案件について、前回の3年前の納税猶予に関する適格者の証明調査では問題は無かったが、その後体調を崩されてから畑に入っておらず、手入れをしていない畑についてはできる限り農地の手入れをやってもらい、再度調査立会をすることとした。再度調査したところ草刈機で雑草を刈り取られ、一部水が溜まっている場所もあったが耕作できる土地となっていた。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

D 委 員 5番案件について、体調を崩されているとのことだが復帰する予定であるか。

地元委員A ペースメーカーを付けているため、長時間作業はできないが、配偶者が草を刈るなど農地を整備した。

D 委 員 特定貸付の制度があるが、斡旋や希望を取るか。営農目的の納税猶予の趣旨であると思われるが、税務署の管轄とはなるが、斡旋希望を取ったほうがよいのでは。早ければ、借り手も見つけやすいのではないか。

事務局 本人が営農できない場合、特定貸付の制度については説明をしたが、あっせんの希望はされていない。終生適用の方であり、特定貸付を選択するかは申請者の意向となる。

議 長 他に質問がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。証明書を発行することに異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 1 番案件から 5 番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第78号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、4件について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から4番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から4番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員D 1番案件について、田は7筆、畑は2筆を確認した。水稻栽培地は、現在作付けはされていないが既に耕うんされていた。畑はカキを栽培され、きれいに管理され特に問題がないことを報告。

地元委員E 2番案件について、昨年3月に納税猶予継続調査で現地を確認しており問題は無いが、1年以内に現地を確認したところ、トラクターできれいに整地され特に問題はないことを報告。

地元委員D 3番案件について、田及び畑は現在耕うんされていた。これから作付け予定で、特に問題がないことを報告。

地元委員D 4番案件について、畑は現在耕うんされ、ハウスで小松菜を栽培しており、収穫済みでこれから蒔き直しで栽培をする予定。ブロッコリーも栽培され、また、梅林の管理もされ、老木だが手入れをされており、きれいに草刈り等管理されていたことを報告。田もこれから耕うん見込みで、また、畑もこれから春野菜を作付けする見込みで問題はないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

E 委員 2番案件について、納税猶予を1年で辞めるのか。

地元委員E 20年目である。昨年の調査時がたまたま19年目であった。

議 長 他に質問がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。証明書を発行することに異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 1番案件から4番案件について異議なしで議決される。⇒確認書発行

議案第79号 令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和8年度県農地等利用最適化の推進に関する意見について

- 議 長 令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和8年度県農地等利用最適化の推進に関する意見について事務局に説明を求める。
- 事務局 項目（１）の「基本農政の確立・推進」について、項目（２）の「農地の保全と有効利用対策」について、項目（３）の「担い手・経営対策」について、項目（４）の「鳥獣被害対策」、及び「税制改正要望」について説明する。
- 議 長 事務局の説明を踏まえて、質問があるか問う。
- F 委員 スマート農業の推進事業について、補助金をスマート農業以外でも過労を軽減できるようなものも対象として使えるようにしてほしい。スマート農業の機械は高額である。重労働を軽減できる機械も補助の対象にしてほしい。
- G 委員 補助金対象の機械は国の基準となっており、都市農業にそぐわないため、神奈川県に合った機械補助を都市近郊農業に合った基準にしてほしい。無人化や大規模化等が都市近郊の農業に見合っているか疑問である。ロボットアーム等は対象であるが、国は大規模化が対象で、スマート農業は貸付率が高く、また、高額であるため都市近郊の都市農業に合わせた見直し検討をしてもらいたい。
- F 委員 野菜集荷作業に必要な省力化機械への補助は無く、省力化となる機械も補助対象としてもらいたい。無人化や大規模化等が対象であることが多く、小規模の都市近郊農地にも目を向けてもらいたい。省力化の機械も対象としてほしい。
- H 委員 コロナ化の感染対策の省力化対策で、農協を通じマルチの補助やポット苗補助等もあり、活用したが、コロナ時の補助後継事業でよいと思う。
- I 委員 スマート農業は衛星 GPS 等を活用し大規模集約化に目指しているが、大規模化と省力化は異なり、小規模農業は機械を買うこともできず、スマート農業には見合わない。
また、認定農業者の認定も面積や目標所得要件があり厳しいため、神奈川県都市農地に合うよう認定基準を下げてほしい。また、現在認定農業者となっているが、認定農業者となるメリットがない。
- J 委員 機械化を進めるため、農地の面積交換等により集約化を図ったが、昔からの土地を手放したくない等の理由で、なかなか進まなかった経緯もある。
- 事務局 これら意見については、まとめることとする。
- 議 長 一部修正を加え原案どおり、決定することに異議がないか問う。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認め、一部修正を加え原案どおり決定する。

議案第 79 号について、一部修正を加え原案のとおり決定する。

以上をもって閉会する。

(11 時 30 分 閉会)

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。